

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年3月28日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパービバホーム清田羊ヶ丘通店

所在地 札幌市清田区真栄52、真栄56、真栄47-1

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名、住所及び代表者の氏名

名 称 みずほ信託銀行株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号

代表者 支配人 小西 伸幸

(3) 変更しようとする事項

駐車場の収容台数（位置）

（変更前）358台

（変更後）374台

(4) 変更する年月日

令和7年3月25日

(5) 変更する理由

スーパービバホームの小売店舗内にスーパーマーケットが入ることで必要駐車台数を検証した結果、届出台数を増台することが望ましいと判断したため。

2 届出年月日 令和7年3月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

縦覧期間 令和7年3月28日～令和7年7月28日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

（午前8時45分～午後5時15分（午後0時15分～午後1時までを除く）

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和7年7月28日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べるができます。